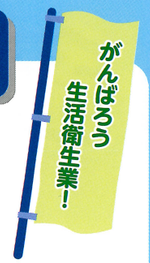
生衛組合は、組合員一人ひとりと力を合わせて、新型コロナウイルス感染症を乗り越えるため活動しています



- 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の提供
- 感染拡大の影響に伴う特別貸付の指導・助言
- 新しい生活様式を踏まえた経営スタイルの指導・助言
- 感染拡大予防ガイドラインの実践の指導・助言
- 国・都道府県に対する新型コロナウイルス感染症に関する緊急救済対策および事態収束後の復興等に向けた要望活動の実施

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることになります。

群馬県の生活衛生同業組合のお問い合わせ先

（組合加入やご相談などお気軽にどうぞ）

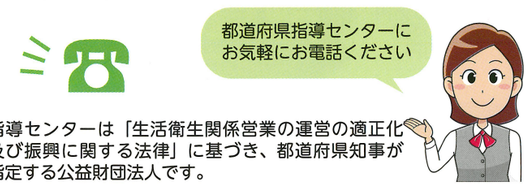
組　合　名	所　在　地	電話番号
群馬県理容生衛組合	前橋市南町三丁目 61-5	027-221-9804
群馬県美容業生衛組合	前橋市石関町 136-1	027-230-2277
群馬県クリーニング生衛組合	前橋市平和町一丁目 4-22	027-231-1690
群馬県公衆浴場業生衛組合	伊勢崎市緑町 7-18　寿美乃湯内	0270-25-3542
群馬県興行生衛組合	伊勢崎市西小保方町 368 スマーク伊勢崎内 3F MOVIX 伊勢崎	0270-75-4390
群馬県麺類生衛組合	前橋市大渡町1丁目5－4　ソレイユB105号	027-289-8355
群馬県食肉生衛組合	前橋市昭和町三丁目 17-17	027-233-7880
群馬県旅館ホテル生衛組合	前橋市上細井町 2035	027-233-2873
群馬県中華料理生衛組合	前橋市昭和町三丁目 34-26	027-237-3437
群馬県社交飲食業生衛組合	前橋市西善町 765-2　㈱そば三昧内	027-266-8000
群馬県飲食業生衛組合	前橋市紅雲町一丁目 7-12　群馬県住宅供給公社ビル４階	027-223-9432
群馬県鮨商生衛組合	前橋市三河町一丁目 12-6　村島ビル	027-224-2292

＊なお、各組合によって、営業時間が異なります。不在の場合は、下記指導センターにお問合せください。

都道府県生活衛生営業指導センターは、生活衛生業の皆様と生衛組合を支援します

主な業務

- 経営、税務、労務、融資、衛生等の無料相談
- 設備資金・運転資金の融資相談
- 経営改善等の無料セミナーの実施
- 生活衛生業に関する最新情報及び資料の提供
- 消費者への生衛業啓発、苦情相談の実施　等



※指導センターは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益財団法人です。

公益財団法人 **群馬県生活衛生営業指導センター**
〒371-0025　群馬県前橋市紅雲町一丁目７－１２　県住宅供給公社ビル４階
TEL：027-224-1809　FAX：027-224-1610

群馬県指導センター　検索

生活衛生関係営業を経営するみなさま

生活衛生同業組合加入をおすすめします



組合加入のメリット①

賠償保険の保険料の節約

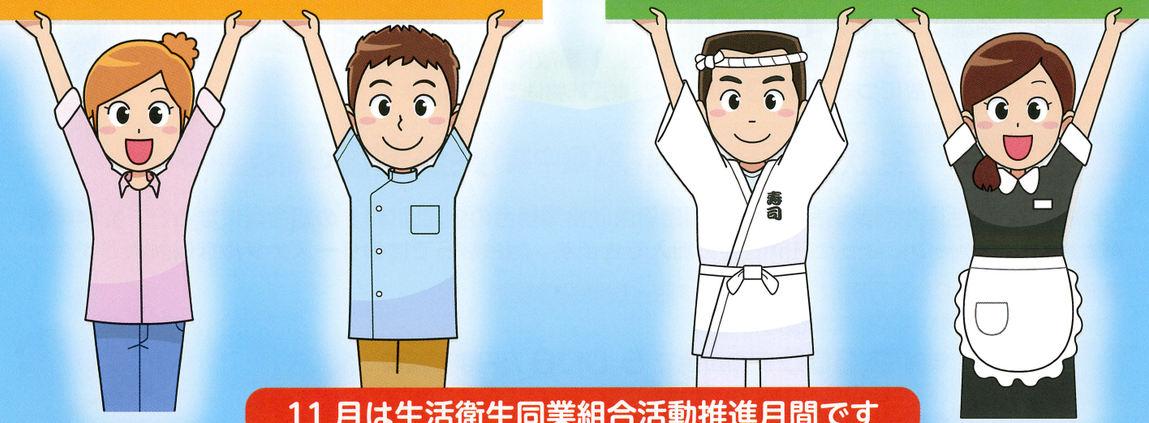


組合加入のメリット②

優遇金利の生活衛生融資

組合加入のメリット③

経営に必要な情報の入手など



11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

生活衛生同業組合（生衛組合）は、法律に基づき都道府県知事認可により設立されています。どなたでも加入できます。

公益財団法人 **群馬県生活衛生営業指導センター**

生活衛生同業組合加入は多くのメリット!!

1 各種共済、保険料掛金の節約

・総合賠償共済制度
・生命傷害共済制度
・火災共済制度
・自動車総合共済制度 など

（注）共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

＜例 1＞
経費節約

2 研修会、講習会無料参加

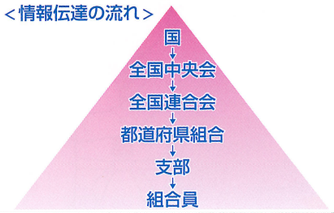
・各業の技術講習会
・各業の衛生管理セミナー
・感染症対策講習会
・経営セミナー など



3 いち早い情報の入手

HACCPや受動喫煙防止対策への対応、規制緩和、食中毒、新型コロナウイルスなど組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手

＜情報伝達の流れ＞



4 生活衛生融資有利な条件で利用できます

・低金利
・融資限度額が大きい
・長い返済期間
・無担保・無保証人の融資制度
・復興事業促進支援融資制度



＜例 2＞
金利負担縮減

5 無料相談が受けられます

・専門家による経営支援相談
・業種に応じた法律、融資、税務に関する相談



6 各業の個別特典で経費節約・利益アップ！

・カラオケ著作権料 **20%** 割引
・クレジットカード手数料の **優遇**
・NHK受信料の**大幅割引**
・電気代は、組合契約の新電力会社への切り替えで、**大幅削減**

＜例 3＞
経費節約

保険料の安い団体保険制度への加入がお得です

美容組合の例 **美容所賠償責任補償制度の概要**

美容組合の組合員になると、１店舗年間 1,600 円という組合ならではのリーズナブルな掛金で、大きな補償を受けられる保険に加入できます。



○掛金は１店舗につき年間 **1,600** 円
○身体賠償は１名につき **5,000** 万円まで。１事故につき１億円まで。
○財物賠償は１事故につき **300** 万円まで。※受託物は 500 万円まで。

飲食業組合の例 **全飲連新総合賠償（食中毒）共済制度の概要**

「全国飲食業生活衛生同業組合連合会（都道府県飲食業組合の全国団体）」の組合員になると、食中毒賠償と総合賠償が一つになった共済制度に加入できます。組合ならではのリーズナブルな保険料です。

●年間売上高 5,000 万円以下の一般飲食店・居酒屋の場合

エコノミープラン
食中毒賠償事故のみ補償
年間 **2,300** 円の掛金で **5,000** 万円まで補償
（月々の掛金はわずか **192** 円）
※オプションで休業補償も追加できます



ワイドプラン
食中毒賠償事故＋生産物賠償事故（財物賠償）＋施設・昇降機賠償事故＋受託物賠償事故＋人格権侵害・宣伝障害
年間 **5,500** 円の掛金で、**5,000** 万円まで補償（W 型）
※オプションで休業補償も追加できます

◆その他の組合でも充実した内容の団体保険に加入できます。都道府県内各組合へお問い合わせください。

生衛組合に加入すると、日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

（令和２年６月末現在）

融資限度額が大きい
一般貸付の 7,200 万円に対し、組合員の場合は 1 億 5,000 万円

金利が低い
組合員は通常の金利と比べ最大▲1.2%低利 1,000 万円（10 年間）の融資で約 60 万円の差

ここが違う！ 融資制度（振興事業貸付）

返済期間が長い
一般貸付は 13 年以内 組合員は 20 年以内



新型コロナウイルス感染症特別貸付を新設

カラオケ著作権料
毎月 20% の割引。BGM も 20%割引です。
※社交業や飲食関係の組合・旅館ホテル組合



ＮＨＫ受信料
組合を通じてのお支払で大幅割引。大変お得です。
※全国旅館ホテル組合



クレジットカード
組合加入で手数料率の優遇。その分経費節約ができます。
※各業の特性に応じて実施されており、取扱いのない組合もあります。



（注）個別特典は、各業の特性に応じて実施されており、すべての業種・組合にあてはまるものではありません。

生活衛生同業組合は、お客様を守る営業者の自主的な活動団体です

生活衛生業界の振興発展と利用者・消費者の利益擁護を図るため「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」によって、次の17業種の生活衛生同業組合が設立されています

理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、簡易宿所、興行場（映画館）、公衆浴場、一般飲食、すし、めん類、中華料理、社交飲食、料理、喫茶飲食、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業　（都道府県によっては、組合設立のない業種もあります。）

生活衛生同業組合は、国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る活動をしています



地域の高齢者にどのようにサービスを提供していくかなど、将来ビジョンを考え、各種取り組みを行っています。



地域の暮らしを守るため、生衛業の将来の後継者を育成する活動を続けています。


インターンシップの実施

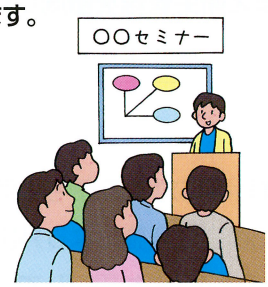
組合を窓口とした日本政策金融公庫の低金利・長期返済の融資により経営の安定を支援しています。



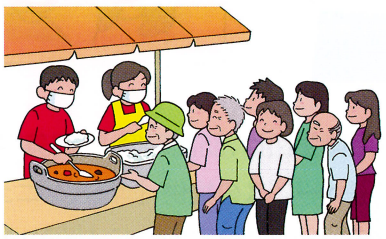
組合のネットワークで行政の最新情報を迅速にお知らせします。



衛生管理講習会や技術講習会、各種セミナーを開催しています。



行政と災害時の協定を結び、地域の非常事態を支援する活動を行っています。



生活衛生同業組合は、業界や地域の発展を第一に活動し、安全・安心で豊かな国民生活の実現をめざしています。営業者お一人おひとりの加入があなたの地域を支えます

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター／公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター
お問い合わせは最寄りの都道府県指導センターへ　○○県指導センター　検索

生活衛生業は、お客様の暮らしに不可欠なサービスを提供しています

地域に根ざした安全・安心なお店づくりで衛生的で快適な国民生活を支えています

生活衛生業は、私たちの暮らしを支える飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、興行場、公衆浴場業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業のことです。



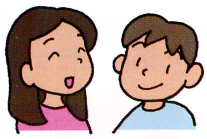
生活衛生業は、不特定多数の地域住民が利用することから、利用者の感染症の感染経路とならないよう法律で各種の衛生規制が行われています。
生活衛生業は、お客様の視点に立った「安心・安全なお店づくり」に取り組んでいます。





HACCP
点検票

衛生水準の向上
お客様の利益擁護



生活衛生業のお店は、「衛生水準の向上」と「利用者利益の擁護」を図ることが求められています。
日々、営業に先立ち、「衛生管理自主点検票」や「業種別ガイドライン」を踏まえ衛生管理を徹底しています。

生活衛生業は、訪問理容・訪問美容等の要介護者等に対する在宅生活支援サービスの提供、健康食メニューや健康入浴等の実施による外出支援サービスの提供など、地域の住みやすさ、街づくりにも貢献しています。


訪問理美容で自宅がサロン

生活衛生業のお店は、地域の暮らしを支える営業をしています

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター／公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター